

国住指第596号
令和5年3月31日

建築設計関係団体の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

屋根の改修に係る設計・施工上の留意事項について（周知依頼）

屋根の改修に関する建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）上の取扱いについては、別添の「屋根の改修に関する建築基準法上の取扱いについて」（令和5年3月31日付け国住指第595号）のとおり、特定行政庁等に通知しているところです。

つきましては、別添に加えて、屋根の改修に係る設計・施工上の留意事項を下記のとおりとりまとめましたので、貴団体におかれましては、貴団体所属の事業者に周知いただきますようお願いいたします。

記

別添に記載のとおり、屋根ふき材のみの改修を行うなど、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替に該当しない屋根の改修を行う際には、確認申請は不要である。

その際、当該改修後の建築物が構造耐力上安全であることが明らかな場合には、再度、壁量計算や耐震診断等を行う必要はなく、構造耐力上安全であることが明らかでない場合には、壁量計算や耐震診断等により安全性の確認が必要である。